



報道関係各位	発信年月日	令和7年10月10日	送付枚数 (本紙含む)	1枚
担当部課名	担当課長名	担当者職氏名	連絡先電話番号	
選挙管理委員会 事務局	局長 船林康則	局長 船林康則	(0836) 82-1183	
件名	山陽小野田市議会議員一般選挙に係る当選の効力に関する異議申出について			
内 容				
令和7年10月5日執行の山陽小野田市議会議員一般選挙に関して、公職選挙法第206条第1項の規定に基づく当選の効力に関する異議の申出が提出されました。当委員会（委員長 野田武廣）で申出について審議した結果、受理すべきものと決定し、併せて投票の開披点検を実施することを決定したのでお知らせします。 異議申出日 令和7年10月9日 受理決定日 令和7年10月10日 異議申出人 小柳朋治（候補者） 申出の趣旨 当選の効力の確認のため無効票の再点検を求めるもの 申出の主な理由 支持者に高齢者や障がい者が多く、本来有効とすべき票が判読困難票として無効票に含まれている可能性があるため。 【開披点検について】 日 時 令和7年10月22日（水）14時30分から 場 所 山陽小野田市役所3階 第2委員会室 内 容 無効票の再点検 ※一般非公開、報道関係者は冒頭のみ取材可（開披点検中は取材不可）とします。 なお、決定書の交付は後日となりますので、開披当日に結果をお知らせすることはできません。 【その他】 公職選挙法第213条により、異議申出に対する決定はその申出を受けた日から30日以内にするように努めなければならないとされており、当委員会では速やかに審理し決定書を交付するように努めます。				